

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の6第3項
処 分 の 概 要：教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の獵銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 (電話 075-451-9111 内線3052)
備 考：